

2014年10月29日

一般財団法人バイオインダストリー協会

2014年（平成26年）10月20日（月）付の日本経済新聞に、「名古屋議定書の批准へ努力を」と題する社説が掲載された。しかしながら、この社説の一部には、名古屋議定書の条文の理解について誤りがあるほか、産業界のポジションを正確に伝えていない部分があり、これに対し一般財団法人バイオインダストリー協会（JBA）は、下記のとおり意見表明する。なお、産業界が特に懸念している遡及効には、過去に取得した遺伝資源を、将来利用する場合に、利益配分を行う必要がある場合が含まれることに留意されたい。

記

2014年（平成26年）10月20日（月）付の日本経済新聞社説「名古屋議定書の批准へ努力を」には、『遡及』はかねて利益配分をめぐる大きな争点だった。COP10で豊富な資源をもつ途上国が遡及を求めたが、日本などの主張が通って遡及条項は明示的に議定書に盛り込まれなかった。その結果を産業界もおおむね支持した」との記述がある。

確かに、遡及条項は明示的には名古屋議定書に盛り込まれなかった。

しかしながら、(i)名古屋議定書第10条には、「締約国は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識が国境を越えて存在する場合、又は事前の情報に基づく同意の付与若しくは取得が不可能である場合に、その利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に対処するため、地球規模の多国間利益配分の仕組みの必要性及び態様について検討する。（以下、略）」とある（下線、JBA）。これは、生物多様性条約の発効以前に取得したものが議論されうることを意味している。

また、(ii)議定書の交渉過程で、生物多様性条約（CBD）発効以前にアクセスされた遺伝資源等から生じる利益の配分に関する仕組みを求めていたアフリカ・グループを中心とする開発途上国側は、遡及効がないことについて同意した訳ではなく、名古屋議定書第10条の上記の文言を踏まえて、引き続き、従来の主張を行っている。

このため、産業界としては、「遡及」は名古屋議定書に記載があり、また解釈上の決着がっていない争点として扱われうると捉えており、10月7日に外務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣宛に提出した「生物多様性条約・名古屋議定書に関する要請書」の中で遡及性に関する懸念を表明し、「各国の対応状況が蓄積され、遡及性が確実に否定されると判断できる段階になるまで、我が国は批准を避けるべきである」と要請したのも、このためである。このため、社説の中の「その結果を産業界もおおむね支持した」との文言は、我々としては、そのような意見表明を行ってはならず、同意できない。

名古屋議定書は、未だに内容が確定しておらず、議論の趨勢によっては、突然、実質的に義務が加重されたり、議定書の違反として問われる可能性がある。特に、名古屋議定書の加盟国（国別）では、先進国は10%に満たず、アフリカ・グループを中心とする開発途上国が中心であり、日本政府が議論をリードするのは現実には極めて困難と言わざるを得ない。

まずは、産業界としては、いたずらに名古屋議定書の批准を急ぐのではなく、議定書や提供国となる途上国の国内法の内容が判明し、日本が影響を受けうる産業規模がある程度判明されるまで、名古屋議定書の外で議論を見守り、加盟そのものを交渉の材料とすることが賢明であり、早期の加盟を求めるのは時期尚早である、と考えている。